

農作業中の労働災害を防ぎましょう！

熊本県内の農業においては、休業4日以上労働災害が令和7年に61件と前年に比べ22件増（+56.4%）と大幅に増加しました。特に機械作業や高所作業による重大事故が発生しており、安全対策の向上が喫緊の課題となっています。このリーフレットでは、代表的な事故とその防止対策をまとめています。各事業場においては、安全衛生活動の点検をお願いします。

農作業で多い労働災害

1. 転倒  ほ場や道路の段差、ぬかるみ、濡れた場所等で足を滑らせて転倒する。	2. 腰痛  肥料・資材・収穫物等の重いものを持ち上げた際に、腰を痛める。	3. トラクターの転落・転倒  ほ場やあぜ道からの転落や、斜面での転倒により下敷きになる。	4. 機械への巻き込まれ  トラクターや動力草刈機等の回転部分に衣服や体の一部が巻き込まれる。
5. 切れ・こすれ  鎌や刃物での作業や、刈払機の刃が石や木材に当たって跳ね返り、体が切れたりこすれたりする。	6. 脚立からの墜落  脚立に上った作業中に、バランスを崩して地面に墜落する。	7. 熱中症  高温多湿の環境での作業により、体温調節ができなくなり、発症する。	8. 農薬中毒・薬傷  農薬の吸引や皮膚からの吸収により、頭痛・めまい・吐き気や、皮膚のかぶれ・炎症等の中毒症状や薬傷を起こす。

熊本県内の農業における死亡災害

発生年月：令和7年8月
年齢：60代
事故の型：転倒
起因物：そのほかの動力機械

【災害発生状況】

被災者は一人でネギの苗の籠等の片付け作業を行っていたところ、農業用トラクターが横転し下敷きとなっていたところを発見されたもの。

農業における労働災害防止のためのポイント

1 転倒災害の防止対策

(1) むかるみ対策

- 敷板を敷くこと及び砕石等を活用した排水改善を行う。

(2) 危険箇所の見える化

- 倉庫や作業場での段差に表示を行う。

(3) 整理・整頓

- 通路上の農具等を放置しない。

(4) 滑りにくい履物

- 滑りにくい長靴を使用するとともに、定期的な靴底の点検等を行う。

(5) 転倒リスクのチェックと体力維持のための運動の実施

- 「口コモ度テスト」及び「いきいき健康体操」を実施する。

※口コモとは、筋肉や関節などの機能が低下し、歩く・立つといった動作が難しくなっていく状態のことです。



厚生労働省HP
【転倒災害の防止】



2 腰痛災害の防止対策

(1) 作業管理対策

- 人力で持ち上げなくてよいように機械化・省力化を図る。
- 重量物は一人で持たず、複数人で運ぶ。
- 高さ調節可能な台を使用して中腰作業を減らす。
- 重量物を持ち上げる時は、腰を下ろして行う。

(2) 作業時間・休憩管理

- 長時間連続収穫を避け、休憩をしながら行う。

(3) 腰痛予防体操「いきいき健康体操」の実施



厚生労働省HP
【腰痛予防対策】



○

×



3 トラクターの転落・転倒災害の防止対策

(1) 設備対策

- 転倒時保護構造付きトラクターを使用する。
- シートベルトの着用を徹底する。

(2) 作業環境対策

- 路肩・法面をポール等で明示する。
- 転落防止柵やバリケードを設置する。

(3) 作業管理対策

- 走行ルートを事前に決めておく。
- あぜ道や斜面では減速し、急ハンドルや急旋回を行わない。
- 路肩に寄りすぎない。



4 機械への巻き込まれ災害の防止対策

(1) 設備対策

- 回転部・軸・ベルトにカバー・覆いを設置する。
- 開けると停止するインターロックや非常停止装置を設ける。
- ※PTO（動力取り出し軸）の防護カバー、コンバインの脱穀部・供給部のカード

(2) 作業管理対策

- 清掃や点検は、必ず電源を落として行う。
- エンジン停止後にキーを抜いておく。
- 詰まりや調整時の安全な作業マニュアルを定め、関係労働者へ周知する。



農業における労働災害防止のためのポイント

5 切れ・こすれ災害の防止対策

(1) 設備対策

- ・刃物・回転部にカバー・ガードを設置する。
- ・刈払機や収穫機の防護装置を使用する。

(2) 作業管理対策

- ・機械の清掃・調整は停止後に実施する。
- ・刈払機を複数人で同時に使用する時は、半径5メートル以内を立入禁止にする。
- ・耐切創手袋の使用
- ・長袖・すね当てなどで皮膚の露出を減らす。



6 脚立からの転落災害の防止対策

(1) 設備対策

- ・安定した場所（畑や果樹園では柔らかい地面に板を敷く）に設置する。
- ・開き止め金具を確実にロックする。

(2) 作業管理対策

- ・天板上や天板をまたいで作業をしない。
- ・身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる。
- ・高さ2メートル以上の高所では、墜落制止用器具及び国家検定品の保護帽（区分が墜落時保護用のもの）を着用する。



厚生労働省HP
【はしごを使う前に/脚立を使う前に】



7 熱中症災害の防止対策

(1) 作業管理対策

- ・暑さ指数（WBGT値）の把握
- ・日陰・休憩場所の確保
- ・水分・塩分のこまめな補給
- ・空調服（ファン付き作業服）を導入する。



厚生労働省HP
【熱中症予防のための
情報・資料サイト】



(2) 重篤化防止対策（令和7年6月1日から事業者の義務）

- ・熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処できるように「体制整備」「手順作成」「関係労働者への周知」を行う。

8 化学物質による労働災害の防止対策

(1) リスクアセスメントの実施

- ・SDS（安全データシート）から農薬ごとの危険性を確認する。

(2) ばく露防止対策

- ・農薬散布の際は、防毒マスクや防塵マスクを使用し、風上から作業する。
- ・皮膚や眼の障害物質では適切な保護具（耐薬品手袋、保護メガネ）等を使用する。



厚生労働省HP
【職場のあん
ぜんサイト/化
学物質】



9 外国人労働者の労働災害防止対策

(1) 安全衛生教育

- ・外国人が理解できる方法（母国語に翻訳された教材等）で教育する。

(2) 見える化

- ・イラスト+外国語の注意喚起文を掲示する。
- ・ピクトグラムの使用



厚生労働省HP
【外国人労働者の安全衛生管理】



農作業中の労働災害を防ぎましょう！

(点検実施日 年 月 日)

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)		☒
1	作業前に現場の危険（ぬかるみ・傾斜・段差）を確認し、ぬかるみ対策や危険の見える化を行っている。	☐
2	使用前に機械のブレーキ・タイヤ・カバーの有無を点検し、異常があれば使用せず、速やかに修繕を行っている。	☐
3	通路や作業場所に資材や道具を置かず、歩行経路を確保している。（整理・整頓を行っている）	☐
4	作業手順・危険ポイントを事前に共有している。その際、外国人労働者に対し、理解できる言葉等で説明している。	☐
5	トラクター等は転倒時保護構造付きのものを使用し、シートベルトの着用を徹底している。	☐
6	トラクター等を運転する時、あぜ道や傾斜地では減速し、急ハンドルや急旋回を行わない。	☐
7	機械の点検・清掃はエンジン停止後にキーを抜いてから行っている。	☐
8	刈払機使用時は保護メガネ・すね当て等の保護具を着用し、半径5メートル以内に人を近づけないようにしている。	☐
9	脚立は安定した場所に置き、開き止めをロックしたうえで、天板上や天板を跨ぐことなく、身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させて使用している。	☐
10	重量物は一人で持たず、台車や複数人で運搬している。	☐
11	水分や塩分のこまめな補給や日陰の確保等の熱中症予防対策及び熱中症の重篤化を防止するための対策（報告体制の整備、手順作成、関係労働者への周知）を行っている。	☐
12	農薬散布時は、保護衣、保護メガネ、マスク・耐薬品手袋を着用し、風上から散布している。	☐